

情報モラルの指導についての研究

—子どもの実態調査と教員研修の実施を通して—

山下 三奈

パソコンや携帯電話を使ってインターネットを利用する子どもの数は、ここ数年で大きく増加している。これらの機器の便利さを活かして巧みに利用する子どもが多い一方で、有害情報の氾濫、ネット上でのひぼう中傷、不正アクセスや出会い系サイト等から犯罪に巻き込まれるなど、影の部分の影響を受けている子どもも多い。

このような状況の中で、情報モラル教育の重要性が高まってきており、積極的に推進している教員も増えてきたが、現状ではまだ十分に普及していない。本研究では、情報モラル教育をめぐる動向を踏まえた上で、ネット社会の中での子どもの実態を把握しながら教員研修を実施し、教員の意識向上に努めた。このことは、情報モラル教育を推進する上での一助になったと考える。

〈キーワード〉 インターネット、情報モラル教育、子どもの実態、教員研修

I 主題設定の理由

近年、パソコンや携帯電話などの情報機器を用いてのインターネットの利用が広まっている。総務省の通信利用動向調査によると、平成17年末現在87.0%の世帯でインターネットが利用されており、今や仕事や生活の場にはなくてはならないものになっていると言える。

一方、インターネットを利用することにより便利さが増した反面、トラブルに巻き込まれる危険性も高くなっている。詐欺などの犯罪や他人のひぼう中傷をインターネット上で行う者も増加し、思いもよらない被害を受けているケースも多い。そして、子どもも簡単にインターネットにアクセスできる環境にいるため、これらのトラブルに巻き込まれる可能性がある。実際、子どもが被害を受けた事例も多く報道されている。時には、インターネットを利用することなどにより、意識的または無意識的に子ども自身が加害者になっている事例も報道されている。

このような状況の中で、情報モラル教育を普及させることの必要性が高まってきている。国も様々な施策を掲げており、文部科学省は平成17年より「情報モラル等サポート事業」を開始した。その成果として平成19年3月には指導用ガイドブック『すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド』が発行され、各学校に配布された。この中では、情報モラル指導のモデルカリキュラムが示され、各学校で指導を行う上での指標となっている。

『すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド』では、「情報モラルとは、情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度」と述べられている。また、情報モラル教育の内容は「情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てること」という「心を磨く領域」と、「情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識」という「知恵を磨く領域」の2つに分けられるとしている。

そして、「指導の前に先生自身が知っておくべき情報モラル」の内容として、「インターネットの世界で起きていることに関する知識」「情報モラルの教材・授業実践事例の情報に関する知識」「法律の知識」「問題への対処に関する知識」の4点が挙げられている。中でも、教師や保護者にとって「インターネットの世界で起きていることに関する知識」がまだまだ不十分であると思われる。

そこで、「インターネットの世界で起きていることに関する知識」を把握した上で、他の3つの知識を含めて教員研修を実施することが今後の指導にとって有効であると考え、この主題を設定した。

II 研究の目標

身近な地域の事例を中心に、ネット社会にかかわる子どもの実態について明らかにするとともに、教員研修を実施し、情報モラル教育の在り方を探る。

III 研究の方法

- 1 情報モラル教育を普及させるための国や自治体などの取組みについて概要をまとめる。
- 2 児童生徒のインターネット利用状況で気になった点についてまとめる。
- 3 研修資料を作成し、情報モラル教育に関する教員研修を行う。

IV 研究の内容

1 情報モラル教育をめぐる動向

(1) 内閣の取組み

近年、情報モラル教育への取組みの重要性が高まり、国もいろいろな施策を掲げている。

内閣に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）で平成18年1月に決定された「IT新改革戦略」において、「昨今、インターネット上の違法・有害情報に起因する問題が相次いで発生するなど、子どもの頃から情報内容を判断できる能力等が必要とされてきており、情報モラル教育等を始めとする情報教育の見直しを行い、初等中等教育の段階から児童生徒の情報活用能力を向上させていくことが求められている」としており、「教科指導におけるITの活用、小学校における情報モラル教育等を通じ、児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力を向上させる」という目標を掲げている。また、実現に向けた方策として「IT社会で適正に行動するための基となる考え方と態度を育成するため、情報モラル教育を積極的に推進するとともに、小学校段階からの情報モラル教育のあり方を見直す」としている。平成19年10月には「有害サイト集中対策」の案をまとめており、出会い系サイトを通じた児童買春が後を絶たない実態を重視し、出会い系サイト規制法を改正して未成年者利用の防止を徹底するとともに、学習指導要領を改訂し、有害サイトへの適切な判断力を育成する情報モラル教育を推進することも盛り込まれている。

また、教育再生会議は、平成19年11月に出会い系サイトなど携帯電話を利用した有害情報から子どもを守る対策の素案をまとめ、小中学生が使用する携帯電話について、有害サイトへの接続を制限する「フィルタリング（選別）機能」を付けるように保護者に義務づけることなどが柱となっている。

(2) 文部科学省の取組み

平成17年度より、学校における情報モラル教育の充実を目的として、情報モラル等の効果的な指導手法に関する調査研究を委託事業として実施する、情報モラル等指導サポート事業が開始された。この事業では、モデル校において情報モラル等の指導を実践するとともに、指導上の問題点等を把握することを目的として、全国の教員等を対象とした指導上の質問に対応するヘルプデスクを開設している。さらに、教員向け指導資料の作成普及などを行い、指導主事などを対象とした情報モラルの指導を普及するフォーラムを実施している。

平成18年8月には、「初等中等教育における教育の情報化に関する検討会」において、情報化の進展等に対応した教育の情報化の今後の在り方について検討してきた内容が報告書にまとめられた。

この報告書では、初等中等教育における情報教育の考え方が整理され、情報教育の内容の体系化が図られている。その上で、小中高等学校の各学校段階において子どもが身に付けるべき「情報活用能力」に関する指導内容や学習活動例が一覧表にまとめられている。文部科学省が提唱した情報教育の3つの観点「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」のうち、情報モラルの内容に大きく関連している「情報社会に参画する態度」の具体的内容として、社会生活の中で情

報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解、情報モラルの必要性や情報に対する責任、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度が挙げられている。さらに、小中高等学校それぞれでの学習活動例が示された。

また、同年11月、文部科学省科学研究費補助金基盤研究などの研究成果をもとに、メディア教育開発センター助教授（現准教授）の堀田龍也氏が中心となって、小学生向けに「わたしたちとじょうほう 3年4年」「私たちと情報 5年6年」を制作した。これは、小学校での情報教育がまだ十分に浸透していない背景を踏まえて、学校現場で情報教育を先進的に進めてきた実践者および実践的研究者で編成した編集委員会が制作したものである。これらは副読本として、教科書に近い形で作られている。この中に、情報モラルにかかわる内容として、中学年では「情報の安全で正しい使い方」（6時間配当）、高学年では「情報社会と情報モラル」（6時間配当）がある。

さらに、平成19年3月には情報モラル指導サポート等事業の成果として、指導用のガイドブックである『すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド』が、委託先の日本教育工学振興会から発行され、各学校に配布された。ここでは、情報モラルの指導カリキュラムが示され、小中高等学校ごとの実践事例も示されている。また、情報モラル指導チェックシートや指導に使えるサイトも掲載されている。

(3) 総務省の取組み

子どもを保護・教育する立場にある保護者・教職員等に対してインターネットの安心・安全利用を啓発するために、総務省の主催でe-ネットキャラバン事務局が発足した。平成17年11月からの試行期間を経て、平成18年4月より3年間、全国規模で「e-ネット安心講座」が開かれ、講座実施件数は年々増加している（表1）。

「e-ネット安心講座」では、協力する通信事業者および団体、または総務省より講師が派遣される。講師として派遣された協力団体は、NTT、KDDI、日本IBMなどの企業である。内容は、インターネットを通じた犯罪に関する情報、ウイルス、迷惑メール、架空請求詐欺等の実態、その対処方法等についての講座である。対象は保護者または教職員のみであるが、保護者や教職員が参加していれば、その子どもも参加できる。

表1 e-ネット安心講座開催状況

| 年度 | 講座実施件数 (全国) |
|-------|----------------|
| 平成 17 | 71 |
| 18 | 453 |
| 19 | 803 |

(4) 地方自治体の取組み

情報モラル教育に積極的に取り組む自治体も増加してきている。主に教育委員会や教育センターが中心となって啓発活動を行っており、教員向けの資料、子ども向けの資料、保護者向けの資料、指導計画などをWebページで公開しているところも多い。特徴的な自治体の取組みは次の通りである。

① 柏市（千葉県）

平成10年以降、地域教育ネットワークの構築を進め、平成12年には市内の全ての学校でインターネットを使った学習活動が展開されるようになった。それぞれの教職員に対してユーザアカウントや電子メールアドレスを発行し、ネットワークのサーバ上に、必要に応じて掲示板・チャットを作成している。こうした環境を作ることで、情報モラルの指導を進めていきたいと考え、情報管理者の研修会では、情報モラル・セキュリティの重要性を取り上げ、各学校での指導を依頼したり、教育研究所主催のコンピュータ研修講座の中で、情報モラルの指導を毎年取り上げたりしている。市教育委員会のWebページにも、情報モラルについて学ぶことのできるコンテンツが掲載されている。

② 三木市（兵庫県）

三木市では、市内の全26小中特別支援学校で教員全員にパソコンが貸与されており、全員がホームページを更新できるように講習を実施するなど、教育の情報化が進んでいる。

情報モラルに関しても、市内の小中学生にインターネットや携帯電話の利用アンケートをとり、実

態把握をし、そのデータを活用して保護者の啓発講座を開催している。子ども向けにも「子どもインターネット安全教室」を開催し、さらに、市教育委員会が情報モラルのカリキュラムを開発している。教材も、市立教育センターのサーバにあるデータベースから引き出すことができる。

③ 野々市町 (石川県)

野々市町では「プロジェクトK」と銘打ち、町ぐるみで小中学生に携帯電話を持たせない運動に取り組んでいる。行政、住民、教員など地域の大人たちで構成されている「“ののいちっ子を育てる”町民会議」が平成15年からこの運動に取り組み、地域の住民や大学と協力して小冊子を作成し各家庭に配布したり、地元中学生を対象に携帯電話ポスターコンクールを開催したりしている。

その結果、平成18年11月現在の携帯電話所持率は、同会議の調査によると小学6年生で7.7%(全国平均22.0%)、中学2年生で12.3%(同54.0%)と全国と比べてかなり低くなっている。

2 社会の状況

(1) サイバー犯罪 (情報技術を利用する犯罪)

図1は警察庁の広報資料によるサイバー犯罪検挙件数の推移である。平成18年のサイバー犯罪は4,425件で、前年比40%増であった。平成13年からの5年間では約3.3倍に増えている。特徴としては、インターネット・オークション詐欺の多発、児童の性的被害に係る犯罪の増加、犯行の組織化・高度化などが挙げられている(警察庁 2007a)。

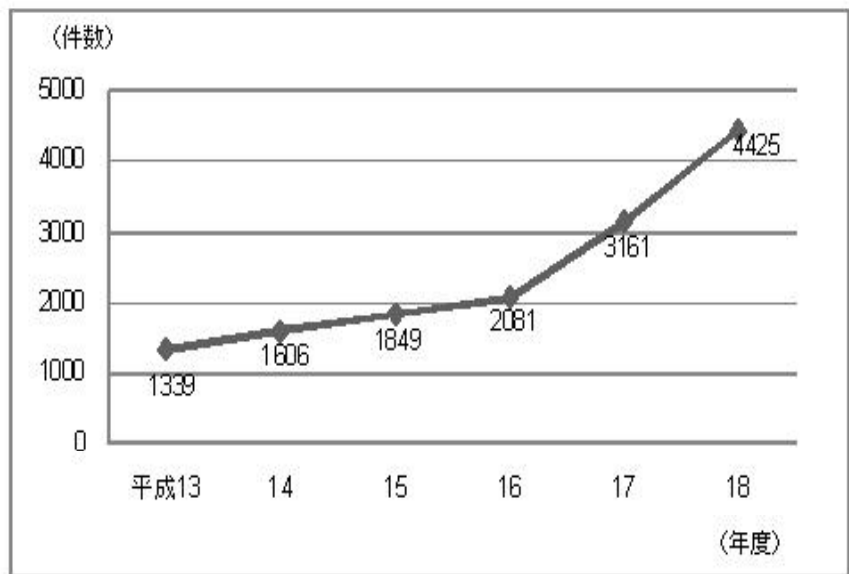


図1 サイバー犯罪検挙件数(警察庁広報資料)

平成19年上半期は1,808件で、前年の上半期とほぼ

同数であった。前年同期と比べると、ネットワーク利用の詐欺は33.2%減少しているが、児童買春事犯および青少年保護育成条例違反は61.1%、著作権法違反は176.1%、それぞれ増加している(警察庁 2007b)。

また、出会い系サイトに関係した事件の検挙件数も、平成18年は増加傾向にあり、平成19年上半期も前年とほぼ同数である。平成19年上半期の状況は、被害者708人のうち、18歳未満の児童が604人(85.3%)であり、うち女子児童が601人(99.5%)を占めている。また、児童の性的被害に係る事犯(児童買春・児童ポルノ法違反、青少年保護条例違反および児童福祉法違反)は689件(前年同期比-36件)で検挙件数全体の76.0%を占めている。さらに、出会い系サイトへのアクセス手段として携帯電話を使用した被害児童は、604人のうち577人で95.5%を占めている(警察庁 2007c)。

平成18年から19年上半期にかけて児童生徒がかかわった事件の主なものは表2のとおりである。

また、警察庁委託のインターネット・ホットラインセンターによると、平成19年1月から6月までの6か月間で、インターネット上の児童ポルノや自殺勧誘などの違法・有害情報についての通報が、約36,268件寄せられている。このうち、7,776件を違法情報、2,194件を有害情報と判断し、警察庁に通報したり削除を要請したりするなどの措置をとっている。

表2 2006年以降児童生徒がかかわった主な事件（警察庁 2007a、b、c）

| |
|---|
| <p>（不正アクセス禁止法違反・15歳・中学生男子）オンライン上のアイテムを収集する目的で、ゲーム内のチャットを利用して、キャラクターの速度が速くなるプログラムがあるとの甘言によってキーロガーであるプログラムをダウンロードさせ、他人の識別符号を入手し、これを使用して当該オンラインゲーム会社のコンピュータに不正アクセスした。</p> |
| <p>（不正アクセス禁止法違反・14歳男子）2006年2月から3月にかけて、オンラインゲーム会社のホームページを複製したフィッシングサイトを開設し、同ゲームの運営者を装い「違反行為をしたが反省文を入力すれば罰則を免除する」旨のメールを会員に送りつけ、当該フィッシングサイトに誘導し識別符号、反省文等を入力させ、不正に入手した識別符号を使用して同ゲームのコンピュータに不正アクセス行為を行った。著作権法違反でも検挙。</p> |
| <p>（私電磁的記録不正作出・15歳男子）前後8回にわたり、自宅のパーソナルコンピュータを操作し、電気通信回線を介して食品会社の販売情報等を管理するサーバに接続し、同社の商品を購入する旨の虚偽の情報（商品名、数量、住所、氏名、電話番号等）を同サーバの磁気ディスクに記憶・蔵置させ、もって、権利、義務に関する電磁的記録を不正に作出するとともに、同社の事務処理の用に供した。</p> |
| <p>（出会い系サイト規制法違反・14歳女子）携帯電話から出会い系サイトの電子掲示板に「ゆう・あけ♀18まいなす2だよ・オナ見5000から・手コキ1万から」等と書き込み、対償を受けることを示して、人を児童との性交等の相手方となるように誘引した。</p> |
| <p>（侮辱罪・中学生女子）自己所有の携帯電話から、インターネット掲示板サイトを利用し、被害者（中学生）を誹謗する内容を書き込み、公然と侮辱した。</p> |
| <p>（児童福祉法違反）被疑者2人は、出会い系サイトを通じて知り合った家出中の女子児童2人をアパートの一室に住まわせ、繰り返しわいせつな行為をした</p> |

(2) ネットいじめ

ネットいじめとは、Webサイトや電子メールなどインターネット上で行われるいじめのことであり、学校現場でも対応に乗り出している。しかし、「いじめの現場を見るのに必要なメールアドレスやURLは子どもが仲間内だけで共有し、大人はたどりつくことさえできないことも多い」（朝日新聞 2007年10月28日）ので、大人側が発見できない場合も多い。平成19年9月に報道された兵庫県神戸市の私立高校3年の男子生徒が自殺した事件は、メールで金銭を請求されたり、下半身の写真をサイト上に掲載されたりする、いわゆる「ネットいじめ」が原因の一つであったとされている。

文部科学省では平成19年1月、児童生徒のいじめや自殺の調査方法で、いじめの態様に、「インターネットや携帯電話でのひぼう中傷」を加えるなどの見直し案を明らかにした。さらに、9月にはネット問題の専門家らによる有識者会議を設置し、対策を講じる方向で検討を始めている。また、11月にはネットいじめの解決策を探るために子どものインターネットの利用実態について全国調査する方針を決めている。

その他の取組みとしては、コミュニティサイトを運営しているガイアックスが、特定の生徒を中傷するインターネット上の書き込みを早期に発見し、教育機関などに知らせるサービス「スクールガーディアン」を平成19年11月より始めている。

(3) 学校裏サイトとプロフ

学校裏サイトとは、学校の公式サイトとは別に立ち上げられたサイトのことである。サイトを立ち上げる目的は、同じ学校に通う生徒間での交流や情報交換などであるが、個人情報や中傷的な内容の書き込みが行われることもある。このような書き込みをされた当人は心に大きな傷を負ってしまうであろう。実際、書き込まれた内容を苦痛に感じて不登校に陥ったり自殺を試みたりする事例も

発生している。下田(2007)によると、約15,000件の学校裏サイトが存在しており、全国Webカウンセリング協議会によると、寄せられる学校裏サイトなどの相談は、年間約1,000件に上っている。

なお、裏サイトの定義は定まっておらず、検索しても発見できず仲間内でしか見られないもののみを裏サイトとする考え方もあれば、公式のサイト以外のものは全て裏サイトという考え方もある。

プロフィールとは、携帯電話やパソコンで自己紹介ができるサイトで、プロフィールの略である。特に、中高生を中心に人気が集まっている。作成の仕方も簡単で、ニックネーム、性別、誕生日、住んでいるところ、職業、学年、趣味などを指定された欄の中に記入するだけでページができあがる(図2)。さらには、プロフィールを見た人がコメントを書き込むこともできるので、自分のプロフィールを見てもらったり、他の人のプロフィールを見ることにより、コミュニケーションの輪が広がっていくしくみである。

| | |
|------------|----------------|
| 【ハンドルネーム】 | みい♪ |
| 【性別】 | オンナだよ |
| 【住んでいるところ】 | 福井市☆ |
| 【職業】 | 花のJK |
| 【学年】 | 高2 |
| 【メールアドレス】 | 教えなへい |
| 【趣味】 | お買い物♡♡観音心の大好き☆ |

図2 プロフの画面の例

一方、本名や学校名、メールアドレスなどの個人情報を書き込まれているプロフィールもあり、中には本人の顔写真が掲載されているものもある。インターネットにつながる環境であれば世界中すべての人に見られる可能性があることを考えると、危機意識が薄いとわがまを言えない内容のプロフィールも存在している。

また、プロフィールを作成した人が本人かどうか確かめる方法が確立されていないため、他人になりすまして個人情報を意図的に曝す事例もある。さらには、いろいろな人のプロフィールに有害サイトにつながるURLを送りつけて閲覧させようとする者も存在し、実際、送られてきたURLをクリックしたところ、いきなりわいせつな画像が表示されたという例もある。

(4) 福井県の実態

① 新聞記事から

福井大学教育実践センターが福井弁護士会とともに実施した「子どもの悩み110番」の相談結果によると、ブログや携帯メールで約1年間にわたって中傷を受け続けた女子中学生の相談があった。いじめたのは同じクラスの女子生徒2人で、このうち1人が開いたブログ上でこの中学生を名指しし「殺してやる」と書き込んでいた(福井新聞 2007年9月27日)。

その他、公立小中学校の生徒指導担当教員の連絡協議会では、「メールやブログに個人名が出て、中傷するケースがあった」「今の生徒は自己表現ができず、インターネットなどを使ってうさを晴らす傾向にある」などの現状が報告されている(福井新聞 2007年11月23日)。

犯罪としては、出会い系サイト規制法違反で福井市内の高校1年の女子生徒が福井家裁に書類送致されている。この少女は、中学3年時の1月に掲示板に「援交してください。中3です。5万で」などと援助交際の相手を求める書き込みをしていた(福井新聞 2007年9月22日)。

② 掲示板調査から

ア 調査方法

学校名と「掲示板」などの言葉を組み合わせて検索し、発見できた掲示板のスレッドについてその内容を分析する。

イ 調査対象

福井県内の学校に関するタイトルの掲示板のスレッド118件(平成19年10月末現在)

ウ 調査項目

個人名やイニシャルなどの個人を特定できる内容、個人を中傷する内容、掲示板に参加している人を罵る内容、わいせつな内容、無意味な言葉などを羅列したいわゆる「荒らし」と呼ばれる内容の有無。

エ 調査結果の考察

学校裏サイトは、検索してもなかなか見つからず、パスワードを知っている仲間内でしか見ることができない場合が多く、発見できなかったものも多かったと思われる。しかし、自由にスレッド（特定のテーマに関連した一連の発言）を立ち上げられる掲示板に、学校名の入ったスレッドが数多くあることが把握できた。検索方法次第では、まだまだ発見できると思われる。なお、前述のように、検索してすぐに発見できる掲示板は裏サイトではないという考え方も存在するが、ここでは、これらの掲示板のスレッドも裏サイトの一つとして考える。

図3は掲示板のスレッドに書き込まれていた内容の割合を表したものである。118件中、掲示板に参加した人に対する悪口の書き込みがあったものが62件（52.5%）、特定の個人を中傷する内容の書き込みがあったものが61件（51.7%）と、それぞれ約半数のものに見られた。中には、個人名をあげているものも31件（26.3%）あり、イニシャルや伏せ字（Y下M奈、山〇三〇、などのように名前の一部のみを表記しているもの）などで個人が特定される可能性があるものも47件（39.8%）あった。また、「荒らし」と思われる内容も38件（32.2%）あった。「荒らし」にはいくつかの種類があり、無意味な言葉を羅列したり、話の流れに全く関係のない文章や絵を書き込むなど、掲示板を見た人や運営している人に不快感を与えることが目的と考えられている。

掲示板に対しては、利用者同士が情報交換をする中で交流を深められるというイメージをもつ人が多いのではないと思われる。今回調査した学校に関する掲示板でも、そのように利用されているものも多かった一方、約半数のものに悪口や中傷の書き込みがあるというのは、予想を上回る状況であった。学校裏サイトはいじめの温床になっていると指摘されているが、検索してすぐに発見できる掲示板のスレッドにおいても、悪口が書かれている場合が多いという結果から、それが裏付けられた形になったといえよう。したがって、教員も実際に掲示板を見て、自校の子どもたちの状況を把握することの大切さが確認できた。

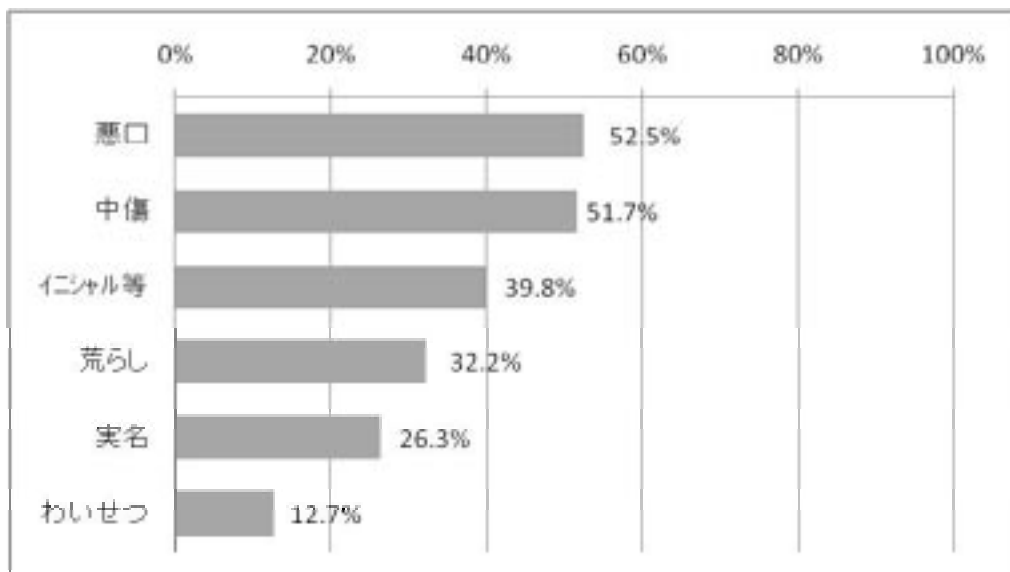


図3 掲示板のスレッドに書き込まれていた内容

③ プロフ調査から

ア 調査方法

プロフ作成サイト「前略プロフィール」を中心に、500人分のプロフについてその内容を分析する。

イ 調査対象

福井県の小中学生、高校生と特定できたプロフ500件（平成19年11月現在）

ウ 調査項目

個人が特定できそうな情報（学校名、クラス名、住んでいる市町、自分の名前、友人の名前、メールアドレスなどの書き込み、顔写真の掲載）の有無。

エ 調査結果の考察

図4はプロフに書き込まれていた内容の割合を表したものである。プロフにおいて過度に個人情報を公開すると、トラブルに巻き込まれる可能性が生じる。半数以上は細かい情報を書いておらず、個人情報を出し過ぎることへの危険性を感じている子どもも多いようである。しかし、中には詳細な個人情報を書いてしまっているものも存在した。

500件中、個人が特定できる可能性のある項目で書き込みが多かったのは、学校名（177件、35.4%）、住んでいる市町（163件、32.6%）、顔写真の掲載（67件、13.4%）であった。

その他気になったこととして、クラス名や担任の先生の名前が書かれているもの、住所の番地まで詳細に書かれているもの、自分の顔写真だけでなく、友達数人と一緒に写った写真を掲載しているもの、さらに、乳房の写真を掲載している女子高校生のプロフもあった。実際、全国的に見ても下着姿の写真など性的興味をそそるような写真を掲載している女性が存在している。こうした写真を掲載することで、男性を中心に多くの人に自分のプロフを見てもらい、アクセス数を伸ばしたいと考えているようである。

男女別、校種別の内訳は、男子161件、女子315件、不明24件。小学生3件、中学生234件、高校生263件であった。モバイルマーケティングデータ研究所の調査結果によると、プロフの利用が主に中学生・高校生であるということや、女子の利用者の割合が高いという結果が出ていたが、福井県でもそれが裏付けられた形となった。

書き込まれていた学校名は、小学校1校、中学校35校、高等学校31校である。県内ほぼ全域の中学校・高等学校にプロフを利用している生徒が存在することが判明した。これは、インターネットにつながる環境であれば住んでいる地域に関係なく利用できるためであると思われる。

なお、ある県立高校教員によると、「自校の生徒のプロフへの書き込みをある程度把握しているものの、様子を見ているのが現状である」とのことである。その理由としては、「現在のサイトへの書き込みを禁止しても、高校生のインターネット利用の技術は高く、また別のサイトに書き込むなど逃げ道を見つけて似たようなことをする可能性が高いと考えられるから」とのことである。

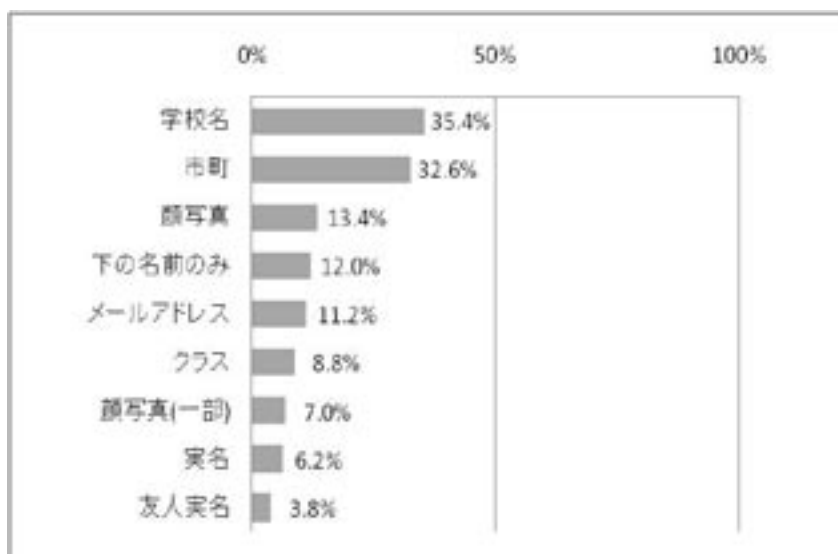


図4 プロフに書き込まれていた内容

3 教員研修での取組み

文部科学省で毎年実施している「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の平成18年度の結果によると、福井県の情報モラルなどを指導する能力がある教員の割合は47都道府県中37位であり、情報モラルに関する教員の意識向上と研修は非常に重要な課題であると思われる。

一方、情報モラル教育への意識の高まりを感じるデータもある。前述の「e-ネットキャラバン」の利用件数は年々増えており、福井県で教員対象に行われた講座数も平成18年度は8件、19年度は12件と増加傾向にある。高齢者や障害者を含めて情報技術の活用を望む人々に対し支援を行っているNPO(特定非営利活動法人)「ナレッジふくい」の職員を講師とした「インターネット安全教室」を開催した学校もある。また、各市町の視聴覚部会で、情報モラル教育への取組みを進めているところもある。

平成19年11月には、県教委の主催で出会い系サイトや裏サイト等の現状、インターネット上で起きている非行の現状等についての講演や、各小中高等学校等の情報モラル教育担当者を対象にした情報モラル指導セミナーも開催され、『すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド』の活用の仕方や「ネット社会の影への対応」と題した講演が行われた。このように、情報モラル教育を進める態勢は整いつつある。

当教育研究所では、以下の取組みを実践した。

(1) 初任者研修における他団体との連携

専門的な知識については教員が自分自身で学ぶのが大前提であるが、日常的に専門的な業務を行っている団体の協力を得ると、教員研修や児童生徒への指導にもさらに役立つものと思われる。昨年度と今年度の初任者研修では、以下の団体と連携して研修を行った(図5)。

① 著作権関連団体 ～社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)、ビジネス ソフトウェアアライアンス (BSA) ～

ACCSは、コンピュータソフトウェアをはじめとしたデジタル著作物の著作権者の権利を保護すると共に、著作権の普及活動を行い、コンピュータ社会における文化の発展に寄与することを目的としている団体である。著作権侵害への具体的対処、法整備への取組みとともに、著作権と情報モラルの普及啓発を行っている。

BSA は、世界80カ所以上の国や地域において、政策提言・教育啓発・権利保護支援などを通じ、ビジネスソフトウェア産業の継続的な成長とともに、安全で信頼できるデジタル社会の実現に貢献している非営利団体である。



図5 初任者研修の様子

初任者研修では、ACCSからは昨年度・今年度とも「情報モラルと著作権の概要」の講義があり、学校において発生しうる著作権侵害についての例示があった。具体的には、教材の無許諾コピー、学校ホームページにおける著作権侵害(複製権・公衆送信権違反、子どもの作品の無断掲載など)、コンピュータソフトウェア・教育コンテンツの不正コピー、学内パソコンの悪用による著作権侵害(ファイル交換ソフトの悪用)などである。

BSA からは、一般企業の違法コピーの実態や情報資産管理の留意ポイント等についての講義があり、学校でも様々に応用できる内容であった。この講義を受けて、具体的な事例について著作権侵害になるのかどうかなど、熱心に質問する初任者もいて、著作権侵害への意識付けには有効であったと思われる。

② 福井県警

サイバー犯罪の増加を受けて、警察庁や各都道府県警察においても情報モラルの啓発に力を入れている。警察庁のホームページには、「サイバー犯罪対策」というサブページがあり、サイバー犯罪の検挙状況、相談受理状況等の統計や、その予防策・対処法などが掲載されている。また、インターネッ

ト上での困りごとの相談やネットトラブルについての情報提供などを受け付ける「インターネット安全・安心相談」も行っている。都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口一覧も掲載されており、トラブルを未然に防ぐだけでなく、巻き込まれてしまったときにも、有効に利用できると思われる。

初任者研修では、平成18年には「安全で安心なまちづくりを目指して～最近の犯罪情勢と対策について～」、平成19年には「最近の著作権侵害等の情勢について」と題しての講義があり、具体的な被害の発生状況や心がけるべき点について理解を深めることができた。

③ 携帯電話を扱う企業

情報モラルへの関心が高まりつつある現在、携帯電話を販売している企業もトラブルへの対策を考えている。大手携帯会社3社では、子どもが携帯電話を購入する際、インターネットへの接続を制限するフィルタリングサービスを利用するかどうか、必ず親たちの意見を聞く仕組みを始めた。電気通信事業者協会の調査によると、フィルタリングサービスの利用者は平成19年9月末現在で約210万人であり、1年間で3倍以上に急増している。

その他の取組みとしては、携帯電話大手3社それぞれが、ホームページで迷惑メールや迷惑電話への対応について説明している。また、子どもに持たせても安心と銘打った、使いすぎ防止、アクセス制限、防犯機能などが付いた携帯電話の販売を行っている。

情報モラル教育への取組みとして、e-ネットキャラバンにも協力し、多くの講座に講師を派遣している。また、NTTドコモでは平成17年より小中高等学校等に講師を派遣し、携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの回避策を啓発する「ケータイ安全教室」を実施している。内容は小学生向け、中学生・高校生向け、保護者・教員向けに分かれており、ホームページから教材のダウンロードもできる。auでも同様に、平成18年7月以降、全国の小学校で「ケータイ教室」を開催している。携帯電話のルールとマナー、防犯や安全に役立つ使い方の講習会を行うもので、申込みがあれば講師を派遣している。平成19年8月現在、首都圏を中心に北海道や鹿児島県などの計152校で「ケータイ教室」が実施されている。これらはともに無料で利用できる。

初任者研修では、2年続けてNTTドコモ北陸の職員から「携帯電話の情報安全」と題して講義があった。具体的な内容で、携帯電話を安全に使う上で大切な点について理解を深めていた。

(2) A中学校での学校訪問研修の実践

① 要請の内容

生徒に情報モラル指導を実施するに当たり、教員自身が情報モラルの内容や個人情報の扱い方、インターネット利用の影の部分についての知識や現状等の理解を深める。

② 研修の様子

参加者は15名であった。情報教育の歩みとねらい、インターネットや情報モラルに関する学校・児童生徒の現状、情報社会の問題点、情報モラルの指導についての4点について説明をした。インターネットや情報モラルに関する学校や児童生徒の現状については、財団法人コンピュータ教育開発センター(CEC)のアンケート結果をもとに、中高生は携帯電話を使ってのメールに移行していることや、年間指導計画に情報モラル教育を位置づけることにより、指導が十分に行われていることなどについて説明をした。情報社会の問題点については、インターネット上でのさまざまなトラブルの事例や対策が掲載されているサイトや、最近のニュースからネット依存の小中学生が増えている記事などを提示した。この中で、学校裏サイトについても簡単に挙げた。情報モラルの指導については、実際にサイト上の授業実践例や体験教材を閲覧した(図6)。



図6 A中学校での研修

(3) 研修資料の作成

教員に情報モラル教育への意識を高めるために、研修用の資料を作成した。

A中学校での学校訪問研修で用いた研修資料には、前述の研修の様子で説明した4点の内容について、具体的なデータや事例を掲載した。特に、情報モラルの指導については、指導上の参考となる資料や素材が探しやすくなるように、当教育研究所のホームページに掲載されている「情報モラルに関するカリキュラムと事例・指導集・体験教材」を示した。また、県内の小学校で出された「子どものインターネット利用について—親子で心がけていただきたいこと—」という保護者向け資料や、児童の作品などをホームページで公開する際の承諾依頼書の例などを掲載し、保護者との連携の重要性についてもふれた。参加した教員からは、要点がわかりやすくまとめられているとの声があった。

さらに、最近の社会の状況も踏まえた上で改善した資料を作成した。付け加えた内容は、情報モラル教育は日常のモラルの教育がベースであること、携帯電話での利用も踏まえた指導が重要であること、具体的に発生した場面を取り上げて指導すると効果があることなどの指導する上での要点や、指導の前に教員が知っておくべき事項、また、本研究で調査した子どものインターネット利用状況の調査結果や、福井県の掲示板・プロフの実態調査で明らかになったことなどである。さらに、インターネットの利用によるトラブルに子どもが巻き込まれた事例の多くは、保護者が契約した携帯電話やインターネット回線の利用によって起きている現実を踏まえて、保護者との連携の重要性を更に強く訴えかけるものになっている。

来年度以降の研修講座で、これらの研修資料を用いて情報モラル教育の更なる推進を図っていく予定である。

V 研究のまとめ

1 研究を終えて

(1) 現状の認識

福井県の学校に関する掲示板のスレッドが多少は存在すると予想していたが、特に高等学校に関しては、県内ほとんどの高校に関するスレッドが立てられているなど、予想以上の数があることに驚かされた。内容も、噂話や悪口などが書き込まれる場合が多いことを痛感させられた。プロフに書き込みをしている中学生や高校生も予想以上に多く、個人が特定されそうな内容の書き込みなど、インターネット上に掲載されているものが世界中の人に見られる可能性があるという意識が低いと思わざるを得ない内容のものも多く存在した。これらの現状をある程度具体的に認識できたことは意味があったと考える。

(2) 子どもへの指導

子どもは大人よりもはるかに巧みな技術でインターネットを利用しているが、危機意識が低い利用の仕方も多いという現状から、情報モラル教育をさらに推進し、子どもがネット社会を生き抜く力を育てることの重要性を改めて認識させられた。

(3) 教員研修での啓発

昨年度からの教員研修では、情報モラル教育に対しての意識を向上させることができた。特に、今年度は中学校の教員から学校裏サイトが話題に上げられ「近辺の学校でもアクセスしている生徒がいるようだが、具体的な対策については検討中である」という声も聞かれて、昨年度よりもより身近にインターネットの影の部分の認識が深まりつつあることを感じた。また、研修で用いた資料は、回数を重ねるごとに要点が絞られ、より理解しやすいものになったと考える。今後も、改善した資料を用いて研修を重ねることが、情報モラル教育の普及につながると思われる。

しかし現状では、情報モラル教育が積極的に推進されているとは言えず、更なる意識の向上が必要であると考えられる。学校にあっては教員自身の指導力をより一層高めること、家庭にあっては保護者が情報モラルについて子どもと積極的に話し合うことが必要と思われる。大人が一体となって、それぞれの立場でできることに着実に取り組むことが重要であろう。

2 今後の課題

(1) 情報収集の継続

子どもをとりまくインターネット社会の状況は今後も変化していくことが予想される。それに合わせて情報モラル教育も対応させていかなければならない。そのため、引き続き情報収集に努めることが必要である。本研究では十分に調査ができなかった、掲示板やプロフを利用している子どもがどのような考えを持っているのかという点についてや、授業実践事例や法律、問題への対処に関する知識についても更なる研究が必要であろう。

(2) 外部団体との連携

情報モラル教育の推進には専門的知識が必要であり、また、子どもは主に、あらゆる場所で使用することが可能な携帯電話を用いて、インターネットを利用している現状がある。そのため、情報モラルの指導を教員だけで行おうとすると、どうしても限界があるということも強く感じた。専門家の知識を借りる必要もあり、家庭や社会との連携も必要である。効果的な連携の仕方を更に探っていきたい。

(3) 研修資料の更なる改善

作成した研修資料の有用性を今後も確かめながら、研修資料を利用した教員の意見を聞いたり、情報を収集する中で、更によいものに改善していきたい。

《引用文献》

- 社団法人日本教育工学振興会(2007)『すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド』p. 2、p. 3、p. 30
- IT戦略本部(2006)『IT新改革戦略』p. 34、p. 35
- 読売新聞(2007年11月25日、2006年6月9日、2007年5月29日)
- 福井新聞(2007年10月28日、2007年9月27日、2007年9月22日、2007年11月23日、2007年11月25日)
- 警察庁(2007a)『平成18年のサイバー犯罪の検挙及び相談状況について』p. 1、p. 4、p. 5、p. 6
- 警察庁(2007b)『平成19年上半年期のサイバー犯罪の検挙状況等について』p. 1、p. 4、p. 6
- 警察庁(2007c)『平成19年上半年期のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について』p. 1、p. 6
- 朝日新聞(2007年10月28日)

《参考文献》

- e-ネットキャラバンホームページ (<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>)
- インターネット・ホットラインセンター(2007)『統計情報』
- auホームページ (<http://www.au.kddi.com/>)
- NTTドコモホームページ (<http://www.nttdocomo.co.jp/>)
- 産経新聞(2007年10月17日)
- 総務省(2006)『平成17年通信利用動向調査の結果』(<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>)
- ソフトバンクホームページ (<http://www.softbank.co.jp/>)
- 日経トレンディネット(2007)『学校裏サイトで、今何が行われているのか～子どもとケータイの関(下田博次、長谷川敦)』
- “ののいちっ子を育てる”町民会議(2007)『「メディアが子どもに及ぼす影響の実態調査」中間報告』
- Benesse(2005)『生活アンケート報告書・国内調査』
- 堀田龍也(2006)編著『わたしたちとじょうほう 3年4年』『私たちと情報 5年6年』三省堂
- モバイルマーケティングデータ研究所(2007)『プロフィールサイトに関する利用動向調査』
- 文部科学省(2006)『初等中等教育の情報教育に係る学習指導の具体的展開』
- 文部科学省(2007)『平成18年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果〔教員のICT活用指導力に関する速報値〕(平成19年3月現在)』